ハ　受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。

二　［略］

2　［略］

3　前項の修了考査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。

（現任指導教育責任者講習）

第九条　［１・２　略］

3　現任指導教育責任者講習は、警備業務の区分に応じ、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	講習時間
［一～四　略］	
備考 一　現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。 ハ　受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。 ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。 二　［略］	

（機械警備業務管理者講習の講習事項等）

第十一条　法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習は、府令第六十一条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	講習時間
［一～五　略］	
備考 一　機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。	

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

2　［同上］

3　前項の修了考査は、筆記の方法により行うものとする。

（現任指導教育責任者講習）

第九条　［１・２　同上］

3　［同上］

講習事項	講習時間
［一～四　同上］	
備考 一　現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］	

（機械警備業務管理者講習の講習事項等）

第十一条　［同上］

講習事項	講習時間
［一～五　同上］	
備考 一　機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］	